

中部電食防止委員会細則

個人番号の取扱に関する細則

平 29. 6. 8 制定

(目的)

第 1 条 この細則は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」その他の法令を遵守して、個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」という。）を適切に取り扱うことを目的とする。

(利用目的の特定及び取得の範囲)

第 2 条 特定個人情報等の取得は、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、「給与所得の源泉徴収票」を作成する目的でのみ行う。

(取得の方法)

第 3 条 特定個人情報等の取得は、提供する者が本人であることを確認したうえで適切な方法によって行う。

(本人確認)

第 4 条 前条に定める本人確認は次に示す事項を適切な方法によって行う。

- 1 本人の個人番号が正しいものであることの確認
- 2 本人が個人番号の正しい持ち主であることの確認

(利用の範囲)

第 5 条 特定個人情報等の利用は、第 2 条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて行ってはならない。

- ② 本人の同意がある場合も、前項に定める利用範囲を越えて特定個人情報等を利用してはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第 6 条 特定個人情報ファイルの作成は個人番号関係事務を除き行ってはならない。

(提供の要求)

第 7 条 個人番号の提供は、第 2 条に定める利用目的又は法令の定めに従う場合のみに求めることができる。

- ② 前項による場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(提供の制限)

第 8 条 特定個人情報等の第三者への提供については、法令の定めに従い、次の場合にのみ行うことができるものとする。

- 1 個人番号関係事務を処理するために必要な限度で行政機関に提供するとき
- 2 特定個人情報等の取扱いの全部又は一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継が行われた際に提供するとき
- 3 内閣府外局の第三者機関である個人情報保護委員会が法令に基づき、特定個人情報等の提供を求めたとき
- 4 各議院審査等その他政令で定める公益上の必要があるとき

- 5 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

(収集・保管の制限)

第9条 特定個人情報等の収集又は保管は、法令の定めに従い、前条各号のいずれかに該当する場合にのみ行うことができるものとする。

- ② 該当事務を処理する必要がなくなった場合で、法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。なお、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することができるものとする。

(特定個人情報等の正確性の確保)

第10条 特定個人情報等は利用目的に応じ必要な範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(特定個人情報等の安全性の確保)

第11条 当会は、特定個人情報等への不当なアクセス又は特定個人情報等の滅失、破壊、改ざん、漏えい等の危険を防止し特定個人情報等の安全を確保するため、法令の定めるガイドラインに従い、必要かつ適切な組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を定め、実施する。

(従事者の責務)

第12条 当会に関わる事務の従事者は、法令、この規程を含む当会の規程、基準等に従い、特定個人情報等の秘密の保持等その取扱いに十分な注意を払いつつその業務を行う。

(特定個人情報等の委託処理に関する措置)

第13条 当会が利用目的の達成に必要な範囲において、情報処理その他の作業を委託するため特定個人情報等を外部へ供する場合は、次の各号に定める措置をとる。

- 1 十分に特定個人情報等を保護することができる者を選定する。
- 2 特定個人情報等の取扱いについて、当会の指示の遵守、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報等の持ち出しの禁止、特定個人情報等の目的外利用の禁止、再委託における条件（当会の承諾のない再委託の禁止、再委託先への監督等）、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄、従事者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定（報告の実施、調査の協力等）等の事項を含む契約（以下、「委託契約」という。）を締結する。
- 3 委託先に対し、当会が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。
- 4 委託契約は、原則として書面で締結し、契約の内容が遵守されていることを定期的に確認する。

(本人の自己情報の利用停止等の請求)

第14条 当会が保有する特定個人情報等について、本人から自己の情報の第三者への提供の停止を請求された場合は、法令の定めに従い、第8条各号に掲げる場合を除き、これに応じるものとする。また、第三者への提供の停止を行った場合にはその内容を、行わなかった場合にはその旨と理由を遅滞なく本人に通知する。

- ② 特定個人情報等の取扱いに関するお申し出（本人の権利及び苦情等）については、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

（組織体制）

第 15 条 中部電食防止委員会会長は、個人番号取扱管理者として特定個人情報等の取扱いについて責任と権限を有し、事務局長が施策を実施するものとする。

- ② 個人番号取扱管理者の下で個人番号を取扱う事務の従事者を個人番号取扱事務実施者とする。

（報告連絡体制）

第 16 条 本細則又は法令に違反している事実又は兆候を把握した場合には速やかに個人番号取扱管理者へ報告する。

- ② 特定個人情報等に係る情報漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合も前項の定めに従うものとする。

（個人番号取扱事務実施者の監督）

第 17 条 個人番号取扱管理者は、本規程に従い、個人番号取扱事務実施者に対して特定個人情報等が適切に取扱われるよう必要かつ適切な監督を行う。

（個人番号取扱事務実施者への教育）

第 18 条 個人番号取扱管理者は、個人番号取扱事務実施者に対して、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う。

（継続的改善）

第 19 条 特定個人情報等の適切な保護のため、取り扱い状況を確認し、マニュアル等を継続的に見直し、改善する。